

4 「児童虐待の防止等に関する法律」の概要（第6章 1「人権教育の推進」に関連）

「児童虐待の防止等に関する法律」とは、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止等に関する施策を促進するために平成12年11月20日に施行された法律です。その後、幾度かの改正を経て、現在に至っています。以下にその概要を示します。

《第2条 児童虐待の定義》

- ① 身体的虐待—児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待—児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト—児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、（中略）その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待—児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

《第3条 児童に対する虐待の禁止》

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

《第5条 児童虐待の早期発見等》

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

《第6条 児童虐待に係る通告》

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

《第14条 児童の人格の尊重等》

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。また、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

◆児童虐待の防止等に関する法律◆

第1条—目的	第2条—児童虐待の定義
第3条—児童に対する虐待の禁止	第4条—国及び地方公共団体の責務等
第5条—児童虐待の早期発見等	第6条—児童虐待に係る通告
第7条—（通告者を特定しうる情報の開示禁止）	第8条—通告又は送致を受けた場合の措置
第9条—立入調査等	第10条—警察署長に対する援助要請等
第11条—児童虐待を行った保護者に対する指導等	第12条—面会等の制限等
第13条—施設入所等の措置の解除等	第14条—児童の人格の尊重等
第15条—親権の喪失の制度の適切な運用	第16条—大都市等の特例
第17条—罰則	*（ ）：第7条については本誌用に記載